平成２２年（フ）第３８０２号
愛知県海部郡大治町大字馬島字大道東38番地
アムールＮＹ101
債務者　藤田須美子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　和宏
4　破産債権の届出期間　平成23年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月10日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２５号
佐賀県佐賀市本庄町大字袋316番地22、住民票上の住所熊本県人吉市瓦屋町1947番地１
債務者　北島　敏郎
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７８５号
新潟市江南区曽野木２丁目26番８号、前住所
新潟市秋葉区東島219番地５
債務者　石川　一男
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬飼　善和
4　破産債権の届出期間　平成23年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７８６号
新潟市江南区曽野木２丁目26番８号、前住所
新潟市秋葉区東島219番地５
債務者　石川加代子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬飼　善和
4　破産債権の届出期間　平成23年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前11時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６５号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字門田1271番地31
スティディオブランドブラン201号
債務者　西田　裕司
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田由紀子
4　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月11日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第１８８９号
広島市中区住吉町６番14―903号
債務者　加藤　　泉
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大植　　伸
4　破産債権の届出期間　平成23年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月９日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３号
埼玉県川越市大字笠幡1645番地142
債務者　髙宮　正行
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯部　静夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３７７０号
横浜市港北区高田西１丁目13番20号　リバーサイドハイツ２号棟101号室
債務者　宮田　俊之
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村　嘉久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６号
福井県鯖江市水落町２丁目３番22号
債務者　笹島美智江
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８号
埼玉県狭山市富士見２丁目12番27号、前住所
埼玉県狭山市入間川２丁目６番３号　503
債務者　増田　辰郎
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２８号
名古屋市天白区原１丁目104番地　アーバンドエル原704号、住民票上の住所名古屋市天白区原１丁目104番地　アーバンドエル原901号
債務者　大西　幸一
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　輝征
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６号
兵庫県西宮市菊谷町１番28―206号、前住所
兵庫県西宮市西平町11番38―202号
債務者　野田　峯子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立友季世
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７号
兵庫県西宮市西平町12番15―303号、前住所
兵庫県西宮市西平町11番38―202号
債務者　野田　浩二
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立友季世
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２２年（フ）第１８０７号
広島市安佐北区可部９丁目37番19―３号101号
債務者　川原　浩一
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部